

# ある兵士の文書焼却日記を読んで 考えたこと

高橋 実 (作新学院大学)

最近、ある農民が一兵士として海軍文書の大规模焼却にかかわったことを記した日記を読む機会があった。この日記を読みながら、私たち日本人の文書記録に対する認識についていくつか考えさせられた。

世紀末から世紀初めの日本は、文書館制度、情報公開制度ともに大きな画期だったと後に評価されるであろう。後世の評価、それはどんなものになるだろうか。寒気立つ思いである。中央官庁を中心に全国各地の国の機関では、情報公開のための整理と称して大量の文書処分が行われたからである。たしかに整理は必要であっても、しかし現有していた文書記録を急いで処分する必要はないはずだ。にもかかわらずいろいろな「理由」をつけて、結局主権者である国民に活用させるという途を閉ざした。「歴史資料として重要な公文書」は、協議・合意の上で国立公文書館に移管するシステムができていにもかかわらずである。

「日本の公を問う」(『アエラ』2001年5月21日)第2章に、「官僚が公文書を抹殺し、日本の現代史は空白になる」という見出しがおどっている。情報公開法の施行にともなう文書整理の過程で、国の機関で文書記録を処分する「シュレッダーの嵐が吹き荒れた」のである。まさに「国民が共有する文書、つまり『公』が組織的、『合法的』に抹殺されたのだ。関係法律には罰則もなく、文書の処理を審査する第三者機関も新設されず、国立公文書館も文書移管への強制力を欠いたままのなかで、だ。何が故意、過失によって失われたかは、見当もつかない」事態が出現したのである。懸念され、警鐘が鳴らされていたことであったが、本当に出現してしまった。したがって、「日本という国家が、社会の質がこれでよく分かる」と評価されても反論のしようがない。「これでは歴史研究

どころか、国そのものが薄っぺらになる」のは必至である。

さまざまな場面、さまざまな時に見られるこうした日本および日本人の文書認識は、どこに由来するのであろうか。「自らが、自らの文書記録を、普くみんなのために、遠く未来に向けて保存、公開する機関」(北川健)である文書館の制度的・思想的充実を期すためには、どうしてもこの文書認識の歴史を解明しなくてはなるまい。

○

本項では、そのような文書認識の歩みを検討するひとつの素材を提供するものである。紹介するのは、茨城県牛久市桂町の吉田新一(大正4年~平成8年)が、長い間にわたって書き継いできた日記の記事である。

吉田は、敗戦直前の昭和20年8月12日、横浜の船舶警戒部より東京の大崎にあった海軍大学内に置かれていた海軍省海上護衛総司令部第一調査室に転属。新しい事務の仕事に取り組んでもなく、8月15日の玉音放送を迎えることになった。海軍の中央にいても、吉田ら下級兵士には敗戦の報せは突然のことであったようだ。

敗戦には衝撃をうけたであろうが、翌16日の日記に「今日は一日中赤本の焼却。今日も明日も、毎日本の焼却である」とあり、大量の文書焼却にあたっているのである。文書焼却の記述は、翌17日と19日の条にも見られる。つまり「教育局も特務班も海上護衛も、皆々書類の焼却である。日本の戦争歴史なくする為に戦争の一切の資料、一切の歴史を焼却してしまふのだ」とあり、19日には「書類焼却も大部かたづえた」と記している。

こうして海軍省中央の戦争にかかわる文書記録が一切焼却されたのである。総員で、16日



年9月>)。このような焼却処分は全国各地で幅広く行われたことは確実である。それによって文書記録の大空白時代を生み出したのである。

軍人も役人も、さらには民間人も、多くは戦争を遂行する軍事・政治・経済などにかかわってきたが、彼らは国が掲げる「大東亜共栄圏」の建設を心底受容していたのであろうか。さらに「大東亜」戦争はあくまでも「正義を実現する止むを得ない戦い」だと全幅の信頼を寄せていたのだろうかという疑問をもつ。戦後の日本人の変わり身の早さ(軍国から民主へ)を見せつけられたからだけではない。長く苦しい戦争に参加し、支えてきた多くの人々は、今次の戦争は必ずしも正義の戦いではないかもしれないという疑いが生まれてきており、その流れのなかで敗戦を迎えた結果、もしかしたら正義でない戦争に従い参加してきた彼ら自身の過去の歩みを消去したいという意味をも含ませたのが、一連の文書焼却行為であったと推察できなくもない。それがゆえに、兵士吉田も含めた多くの人々が全国で、戦時記録の焼却行為に積極的に参画したのではなかろうか。この焼却行為が、日本人の文書認識に与えた影響の大きさははかり知れない。

○

連合軍総司令部が主導した、戦後日本の政治、社会、経済、文化にかかわる諸改革は、本国アメリカでもその実現は考えられないような理想主義的、革新的なものであった、といわれている。

図書館や博物館は、民主主義思想の普及などに役立つ機関として比較的早くから整備がはかられていた。そのような流れのなかで図書館法は1950年(昭和25年)に制定され、翌51年には博物館法が制定されている。しかし、不思議なことであるが、戦後の日本には、文書館(アーカイブス)制度はまったく導入されなかった。どうしてであろうか。検討すべきことである。

日本で文書館が最初に設立されたのは山口県文書館で、それは1959年のことである。国立公文書館の設立は1971年で、公文書館法の制

定は1987年のことである。図書館法におくれること37年であった。しかし、「後のものは先に」ということがあるという。そうあってもらいたいものである。

○

明治維新からこのかた、大小の曲折はあったが、日本は近代化をはたし、現在では経済大国といわれるようになった。この歩みのモデル、目標は欧米であった。常に欧米に追い付け追い越せということで、走ってきたのである。見本は外にあり、それをめざす外在的アプローチで十分であった。

しかしこれからはそうはいかない。冷戦構造が終わった21世紀、日本は自立した国家として、自らの歴史と文化を顧みる内在的アプローチをも加えた幅広い方法でもって、真に豊かな文化国家を目指さなければならない。そのとき威力を発揮するのが、過去の文書記録であり、それを保存し公開する機関である文書館なのである。

20世紀、文書館制度の充実なしに近代化するのには難しいという世界の「常識」に反して、日本は近代化し、経済大国となった。しかし、この「成功体験」は、21世紀に大きな過ちをもたらすような気がする。日露戦争いらいの「成功体験」が、太平洋戦争というとてもない失敗をもたらしたように。

過去に学ばない、過去を反省しないものには発展はないという。まことに至言である。

○

この小稿をまとめていた6月17日の朝のNHKテレビニュースで、戦前の国策会社関係記録が情報公開法施行にともなう「整理」によって処分され、研究者から批判されていることを報じていた。批判された財務省は、国立公文書館に引き渡したいといったが、国立公文書館から「歴史的価値はない」と受け入れを拒否されたので処分したと主張しており、いっぽう国立公文書館は、そのような発言はしていないと反論しているとのことであった。現代版「赤本」事件の登場である。戦中や戦後間もない時期と違い、公文書館制度が整っているなかでの廃棄

処分であって、そのもつ意味は重大といわざるをえない。

この真相は分からないが、ここに文書記録に対するわが国の認識水準が端的に示されている。今後どのような形でこの問題が展開していくかは不明であるが、焼却や断裁処分であればもとは決してもどらない。「歴史的価値」のある貴重な文書記録を処分した「責任」はあいかわらず不問に付されるのであろうか。世の人々の継続的注視が不可欠なところである。

敗戦から56年、最近のシュレッダーの嵐の報道を聞くと、「赤本」意識の根強い存続に驚かされるとともに、各機関・各地で文書を焼却する煙が立ちこめていたであろう敗戦時の光景が想像させられる。焼却とシュレッダーという処分方法の差だけが、半世紀の違いだとすれば、歴史のたいへんな皮肉である。

世界の常識は、「すべての情報を国民が知る時、民主主義は最も機能する」(ジョンソン元米大統領) のであり(情報公開)、現在の情報のなかから歴史資料を保存するによって(文書館)、過去に学ぶことができ、同じ過ちを繰り返さずにより高いレベルの施策を選択できるのである。行政側も「後世の歴史的評価」という点検機能をうけることになり、より質の高い行政を実現させやすくなるのである。

ともかく、文書記録もつ多様な価値を深く考えることもなく処分することによって、将来、その時代がポツカリ空白となり、後の世代に「暗黒時代」と揶揄されないようにするためには、文書記録保存の制度的整備・充実だけでなく、私たち日本人の文書記録に対する意識の改革をふくめた資料保存の思想的普及は欠かせない課題である(2001年6月18日)。